

⑯ 2025年度 町田市立鶴川第二中学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

教職員全体で日頃から生徒一人一人の様子を細かに把握し、心のアンケートやHyper-QUアンケートを実施し、「学校いじめ対策チーム」を中心として組織的にいじめ・いやがらせの未然防止・早期発見・初期対応に努める。家庭・学校・地域社会・関係諸機関が連携・協力した取組を推進する。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈〈具体的な学校の取組〉

(1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 道徳授業の充実 年3回「いじめに関する授業」実施
- ③ 「SNS東京ノート」等冊子の活用

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。道徳の授業では、生徒の実態に合わせて心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（9月）
- ② スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化
- ③ エールウィークの取組推進

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

生徒が自分と向き合い、他者や社会との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 職場体験（2年3学期）
- ② 福祉体験活動（3年3学期）

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

（1）身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介
- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ 「スクールサイン」とその利用方法の周知・徹底

（2）いじめの兆候を見逃さない体制づくり

生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子どもの普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

（3）「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年3回の校内研修（4月、7月、12月）の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」の月一回（月末）の実施

3 いじめから「守る」（早期対応）

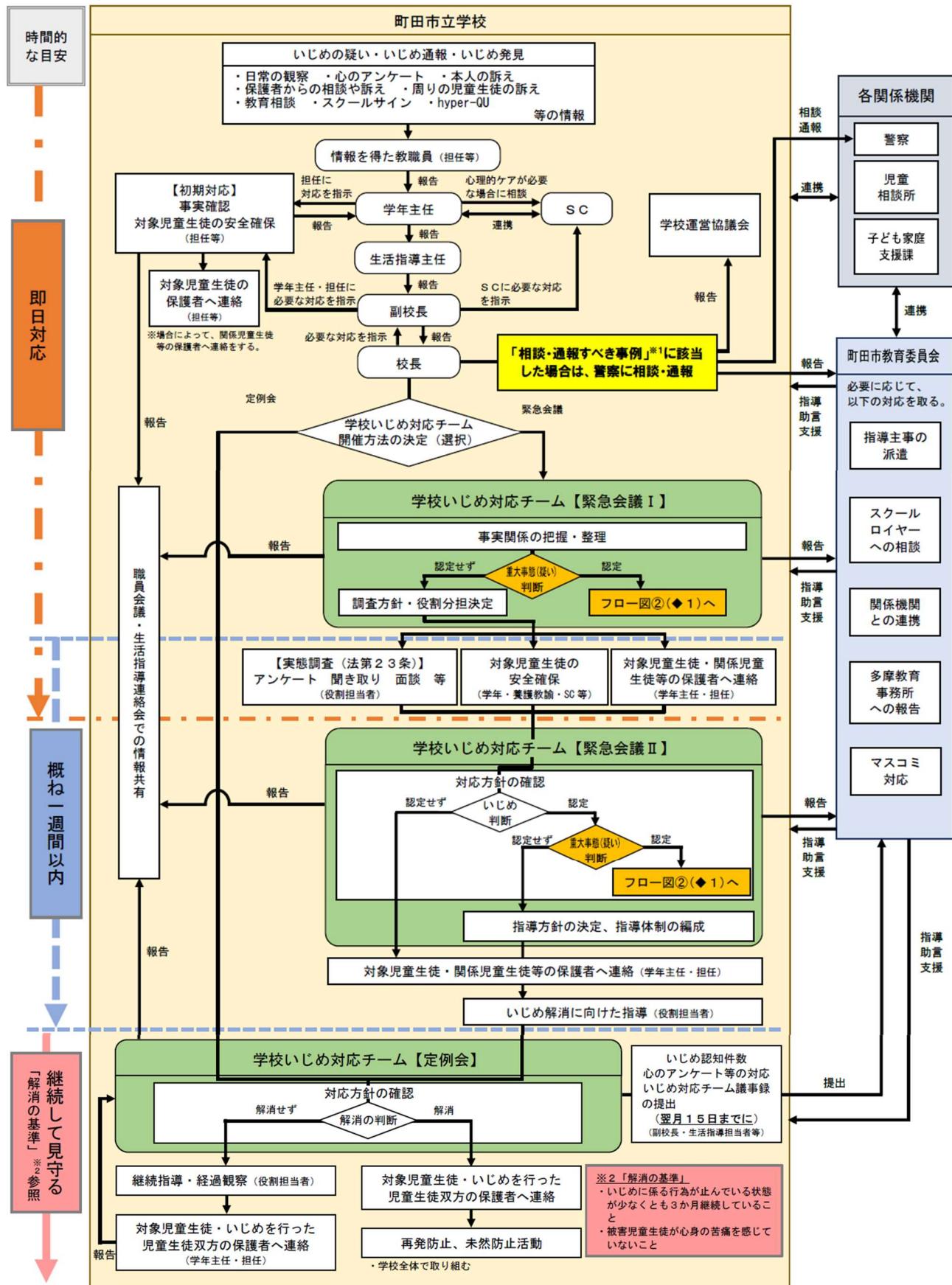
「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

- ① 学校いじめ対応チームの臨時招集と方針の決定
- ② いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状態に合わせた継続的なケア
- ③ いじめを行った生徒の指導
- ④ 関係諸機関との連携（「いじめ総合対策（第2次）「いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組」参照」

III いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図①「いじめ事案発生の組織的な対応の流れ」



*1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付) 4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知) (文部科学省)

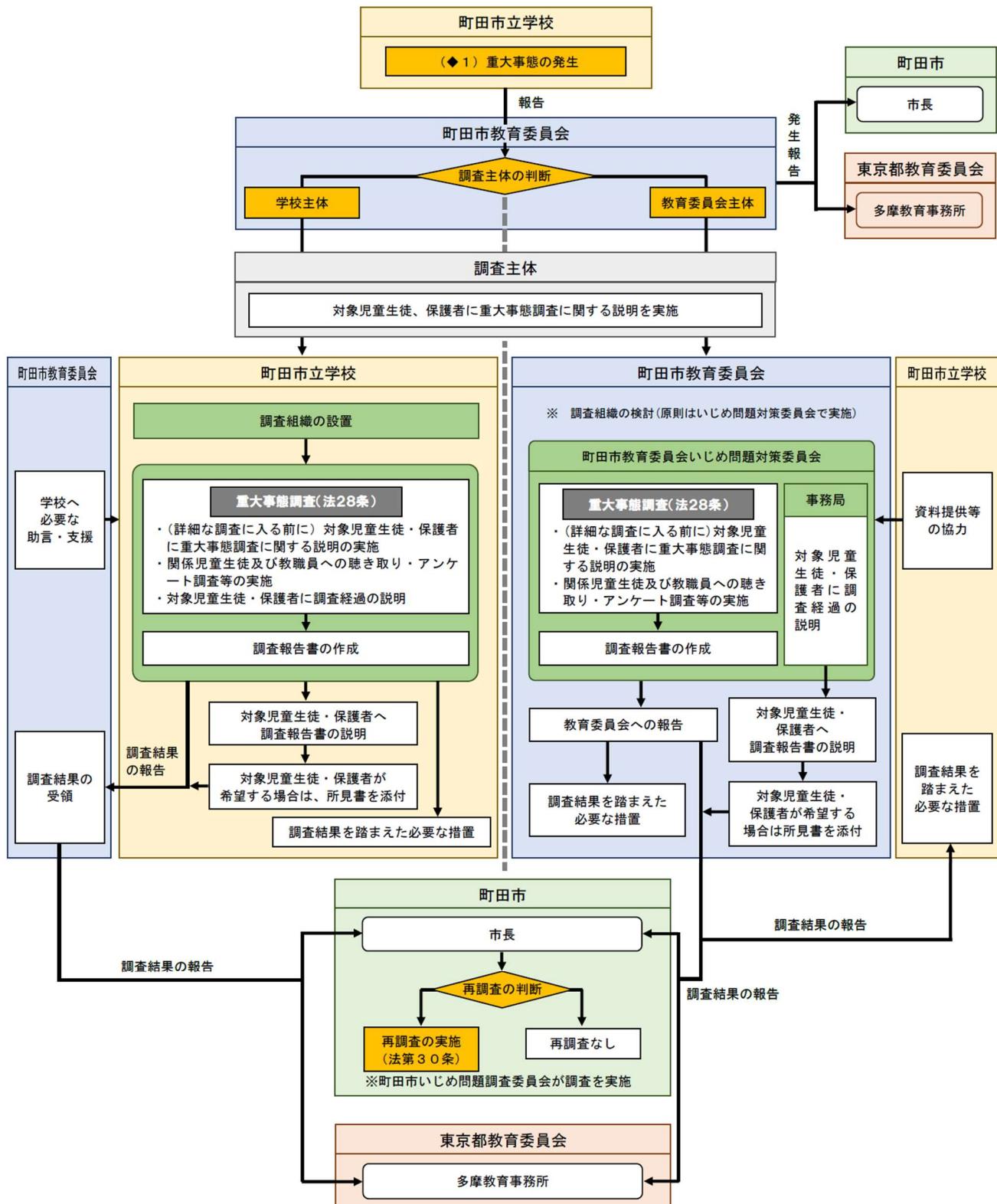
*2 「解消の基準」
 -いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 -被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付) 4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(通知) (文部科学省)
 僕行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけたりする。無理やりズボンを脱がす。
 亂闘 同級生に対して「死ね」と言って殴り、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
 傷害 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてがをさせる。
 強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
 奴隸 切れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。
 勒詐 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
 器物損壊 自転車を壊す。制服をカッターで切り裂く。
 強度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
 脅迫 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

※2 「解消の基準」
 -いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 -被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※3 私的性的画像記録提供 (リベンジボルノ) 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

フロー図② 「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



○いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守 る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び 保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

IV 鶴川第二中学校「いじめ対応チーム」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	(小島 千恵)	副校長	(坂本 道信)
生活指導主任 (教育相談担当)	(堀田 崇)	1年学年主任	(山口 有紀子)
2年学年主任	(吉田 和彦)	3年学年主任 進路主任	(渡邊 良亮)
養護教諭	(佐藤 さつき)	教務主任	(末松 亜規)
経営支援主任	(宮川 暖)	特別支援コーディネーター	(鈴木 萌)
スクール・カウンセラー	(飯島 俊治)	スクール・カウンセラー	(大月 逸平)

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

V 教員の研修計画について

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	「いじめ」の定義の確実な理解
7月	「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進
12月	いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 いじめの早期発見のための情報共有

V いじめを未然防止、早期解決するための授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	5月	特別の教科 道徳	「うわさで決めるの？」 C11 公正、公平、社会正義
	11月	特別の教科 道徳	「公平とはなんだろう」 C11 公正、公平、社会正義
	1月	特別の教科 道徳	「吾一と京造」 B8 友情、信頼
2年	5月	特別の教科 道徳	「ソムチャイ君の笑顔」 C11 公正、公平、社会正義
	10月	特別の教科 道徳	「つい言いすぎて」 B9 相互理解、寛容
	1月	特別の教科 道徳	「星置きの滝」 B8 友情、信頼
3年	7月	特別の教科 道徳	「笛」 B9 相互理解、寛容
	11月	特別の教科 道徳	「雪が降ると思い出すことがある」 C15 よりよい学校生活、集団生活の充実
	1月	特別の教科 道徳	「卒業文集最後の二行」 C11 公正、公平、社会正義